

別紙 2

○ 総務省令第 号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

第十三条 削除

改 正 前

(事業の休止及び廃止に係る利用者への周知)

第十三条 法第十八条第三項の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

一 訪問

二 電話

三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四 電子メールの送信

五 電気計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信事業の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2 法第十八条第三項ただし書の総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止

二 電気通信事業の譲渡又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信事業の廃止であつて、当該譲渡又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むこととなるもの

三 その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業の休止又は廃止

(提供条件の説明)

第二十二条の二の三 法第二十六条第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明（以下この条、次条第六項第二号及び第二十二条の二の七

第一項第五号ホにおいて「提供条件概要説明」という。）は、当該電気通信役務の提供に関する契約（以下この条及び次条において「対象契約」という。）の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（附加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。）について行わなければならぬ。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約（以下この条から第二十二条の二の八までにおいて「既契約」という。）の一部の変更を内容とする契約（既契約の更新を内容とする契約（以下この条から第二十二条の二の八までにおいて「更新契約」という。）を除く。以下この条から第二十二条の二の八までにおいて「変更契約」という。）又は更新契約の締結又はその媒介等については、この限りでない。

【一】五 略

六 利用者（法第二十六条第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二条の二の九まで及び第二十二条の二の十四において同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとの他の区分に

【一】五 同上

六 利用者（法第二十六条第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二条の二の十一までにおいて同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとの他の区分に

対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

〔七〕〔十二〕〔略〕

〔二〕〔五〕〔略〕

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者との営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十三第一号において「法人契約」という。）

〔二〕〔五〕〔略〕

（書面の交付）

第二十二条の二の四

〔略〕

〔二〕〔六〕〔略〕

第二十二条の二の四

〔略〕

3 第一項の規定にかかわらず、変更契約又は更新契約が成立した場合において、同項各号に掲げる事項であつて前項各号に定める基準に適合するもの（第五項において「基本記載事項」という。）の変更がされたとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該変更の内容（当該変更契約又は更新契約が書面解除を行うことができるものである場合は、当該変更の内容及び書面解除に関する事項であつて前項第二号に定める基準に適合するもの）並びに当該変更のされた既契約に係る第一項第二号に掲げる事項及び同項第六号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないもの（第二十二条の二の十三第一号において「軽微変更」という。）のみがされた場合

〔二〕〔四〕〔略〕

〔二〕〔六〕〔略〕

〔電気通信業務の休止及び廃止に係る利用者への周知）

第二十二条の二の十 法第二十六条の四第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して三十日前の日（同条第二項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、休廃止日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。）までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならぬ。

一 対面による説明
二 電話又はこれに類する双方向の通信
三 郵便、信書便その他の手段による書面の交付
四 電子メールの送信

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の提供を利用者が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

より多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

〔七〕〔十二〕〔同上〕

〔二〕〔五〕〔同上〕

6 〔同上〕

〔二〕〔六〕〔同上〕

一 法人その他の団体である利用者との営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十第一号において「法人契約」という。）

〔二〕〔五〕〔同上〕

〔二〕〔六〕〔同上〕

〔書面の交付）

第二十二条の二の四

〔同上〕

〔二〕〔六〕〔同上〕

2| 法第二十六条の四第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務の内容

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあつては、その期間

四 休止又は廃止の理由

五 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる

営業所又は事務所の連絡先

六 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務（当該電気通信業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）

七 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報

3| 第一項の規定にかかるらず、休止又は廃止に係る電気通信役務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの。）により前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六条の四第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

4| 法第二十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信業務を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの

三 その他利用の態様から見て通信を行ふ目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的小ないと認められる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出）

第二十二条の二の十一 法第二十六条の四第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

一 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

二 指定電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気

通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。) が百万以上である電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

2 法第二十六条の四第一項の規定による届出をしてようとする者は、法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(電気通信業務の休止及び廃止に関する情報)

第三百一十二条の二の十二 法第二十六条の五第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一 法第二十六条の四第一項の規定による周知に際して他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に關して作成し、又は取得した情報

二 第二十二条の二の十第一項第六号に規定する代替となる電気通信役務の提供に關して作成し、又は取得した情報

三 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の利用者その他の利害関係者から聽取した意見に關して作成し、又は取得した情報

(勧誘継続行為の禁止の例外)

第三百一十二条の二の十三 【略】
(媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第三百一十二条の二の十四 【略】
株式会社(第12条第1項関係)

電気通信事業全部休止(廃止)届出書

年 月 日

【略】

【略】

電気通信事業法第26条の4第一項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容

注1 「電気通信事業法第26条の4第一項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

2 【略】

様式第12の2(第12条第2項関係)

電気通信事業全部休止(廃止)届出書兼認定電気通信事業全部休止(廃止)届出書

年 月 日

【略】

【略】

電気通信事業法第26条の4第一項の規定

【同左】

【同左】

電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容

注1 「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

年 月 日

【同左】

【同左】

様式第12の2(第12条第2項関係)

電気通信事業全部休止(廃止)届出書兼認定電気通信事業全部休止(廃止)届出書

年 月 日

【同左】

【同左】

電気通信事業法第18条第3項の規定によ

により利用者に周知させるために行つた

措置の内容

注1 「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

2 「略」

様式第12の3 (第12条第4項関係)

電気通信事業一部休止(廃止)届出書

年 月 日

「略」

「略」

「略」

電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容
--

注1・2 「略」

3 「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

4 「略」

様式第12の4 (第12条第5項第1号関係)

電気通信事業一部休止(廃止)届出書 兼 認定電気通信事業一部休止(廃止)届出書

年 月 日

「略」

「略」

「略」

電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容
--

注1・2 「略」

3 「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

4 「略」

様式第15の3 (第22条の2の11第2項関係)

電気通信業務の休止(廃止)の周知の実施届出書

年 月 日

り利用者に周知させるために行つた措置の内容

の内容

注1 「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

2 「同左」

様式第12の3 (第12条第4項関係)

電気通信事業一部休止(廃止)届出書

年 月 日

「同左」

「同左」

「同左」

電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容
--

注1・2 「同左」

3 「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

4 「同左」

様式第12の4 (第12条第5項第1号関係)

電気通信事業一部休止(廃止)届出書 兼 認定電気通信事業一部休止(廃止)届出書

年 月 日

「同左」

「同左」

「同左」

電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容
--

注1・2 「同左」

3 「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

4 「同左」

様式第15の3 (第22条の2の11第2項関係)

電気通信業務の休止(廃止)の周知の実施届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住所
(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第26条の4 第2項の規定により、電気通信業務を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 (廃止予定年月日)	
休止（廃止）しようとする業務	
休止（廃止）しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知	

の実施期間	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	
注1 「休止（廃止）しようとする業務」については、「（何）サービスに係る業務」等と記載すること。	
2 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先」については、利用者が連絡可能な連絡先を営業所又は事務所ごとに記載すること。	
3 「休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務」については、当該代替となる電気通信役務（電気通信設備を変更することによりその代替となる場合）においては、当該電気通信設備及び電気通信役務。以下この注において同じ。）の名称及びその内容のほか、休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報（当該代替となる電気通信役務に関する事業者間協議を行った場合）においては、その情報を含む。）を具体的に記載すること。	
4 「利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報」については、当該情報を具体的に記載するとともに、当該情報（その提供方法を含む。）について事前に消費生活に関する事項について専門的な知見を有している機関、団体等に相談している場合においては、その旨を併せて記載すること。	
5 「周知の実施方法」については、周知をどのように実施するか（項目ごとに当該方法が異なる場合には、それぞれの方法）を具体的に記載すること。なお、本届出よりも前にも利用者への周知を行っている場合には、その実施時期、実施方法の概要についても記載すること。	
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。	
備考	欄は「」の記載及び文書規定の記載欄を空欄とした際記入欄を述べた際は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から六月以内にその全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする電気通信業務（改正法による改正後の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「新法」という。）第二十六条の四第二項に規定する電気通信業務を除く。）については、施行日前に知れたる利用者の全部又は一部に対し改正法による改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第十八条第三項に規定する周知を行つていた場合には、当該周知を受けた利用者に対する新法第二十六条の四第一項の規定による周知は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「新施行規則」という。）第二十二条の二の十の規定にかかわらず、当該休止し、又は廃止しようとする日までに、適宜の方法により行うことができる。

第三条 施行日から六月以内にその全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする新法第二十六条の

四第二項に規定する電気通信業務については、施行日前に知れたる利用者の全部又は一部に対し旧法第十八条第三項に規定する周知を行つていた場合には、当該周知を受けた利用者に対する新法第二十六条の四第一項の規定による周知は、新施行規則第二十二条の二の十の規定にかかわらず、当該休止し、又は廃止しようとする日までに、適宜の方法により行うことができる。

第四条 前条に規定する電気通信業務について、施行日後に知れたる利用者の全部又は一部（前項に規定する施行日前に旧法第十八条第三項に規定する周知を行つた利用者を除く。）に対し新法第二十六条の四第一項本文に規定する周知を行う場合における新施行規則第二十二条の二の十第一項の規定の適用については、同項中「休廃止日の前日から起算して一年前の日」とあるのは、「休廃止日の前日から起算して三十日前の日」とする。

第五条 第三条に規定する電気通信業務の休止又は廃止の届出に係る新施行規則第二十二条の二の十第一項の規定の適用については、同項中「法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに」とあるのは、「施行日以後速やかに」とする。

第六条 施行日から六月を経過した日の翌日を起算日とし、施行日から十七月を経過した日を満了日とする期間において、その全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする新法第二十六条の四第二項に規定する電気通信業務に係る新施行規則第二十二条の二の十第一項の規定の適用については、同項中「休廃止日の前日から起算して一年前の日」とあるのは、「施行日から起算して五月を経過

した日』とする。